

定 款

一般社団法人 香川労働基準協会

第七章 資産及び会計

社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第34条 本協会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第八章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散、残余財産の処分)

第36条 本協会は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属するものとする。

(公告の方法)

第37条 本協会の公告方法は、電子公告とする。

第九章 支 部

(支部総会等)

第38条 第2条第2項に定める支部には、支部総会を置く。

- 2 総会の運営その他支部の組織等に関する事項については、支部で定める。

第十章 事 務 局

(事務局)

第39条 本協会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には必要な職員を置く。
- 3 事務局に関する事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第十一章 雑 則

(委 任)

第40条 本定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 前項の解散登記の時に、それまで理事であった者は退任する。なお、監事については、整備法第48条第1項のみなし規定を適用する。
- 4 第2項の設立登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
高戸紀幸、池澤広治、島田新市、筒井住義、真鍋志朗、三宅正忠、室橋龍司
都築幸夫、藤原正樹、露口明信
- 5 本協会の最初の代表理事は、香川県高松市新田町甲844番地6 高戸紀幸とする。

附則（平成28年6月10日）

この定款の変更は、平成28年6月10日から施行する。

会費規定

第1条 この規程は、一般社団法人香川労働基準協会定款第7条の会費に関して定めたものである。

第2条 会費の額は、次のとおりとする。

この会費には、機関紙「労基かがわ」の購読料が含まれている。

級別	従業員数	会費額(年間)
1	1,000人以上	87,400円
2	500人～999人	63,000円
3	300人～499人	45,500円
4	100人～299人	32,500円
5	70人～99人	23,700円
6	50人～69人	14,200円
7	30人～49人	8,900円
8	10人～29人	6,600円
9	9人以下	3,500円

第3条 会費は、毎年4月末日迄に全額を全納するものとする。

ただし、入会の年に限り、会費を月割とすることができる。

第4条 退会又は除名された者の既納の会費は、これを返さないものとする。

社員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人香川労働基準協会（以下「協会」という。）定款第11条第10項の社員の選出に関する細則について定めたものである。

(選出方法)

第2条 社員の選出は、協会定款第2条第2項で定める支部において実施する支部総会において、支部所属の会員の中から選出する。

(支部ごとの社員数)

第3条 次に定める数の社員を選出する。

- (1) 高松支部 35
- (2) 丸亀支部 15
- (3) 坂出支部 15
- (4) 三豊支部 15
- (5) 大川支部 10

2 支部の会員数に著しく変動が生じた場合には、会員数に応じこれを変更する。

役員報酬・退職金に関する内規

この内規は、役員報酬・退職金に関し、一般社団法人香川労働基準協会の定款第17条第1項及び就業規則第36条に基づく賃金規程、同第37条に基づく退職金規程の適用について定めたものである。

第1条 理事及び監事は、無報酬とする。

但し、事務局職員を兼務する常勤の理事に対しては、職員の賃金規程による報酬等を支給する。

第2条 事務局職員を兼務する常勤の理事に対する退職金については、職員の退職金規程を適用する。

但し、同規程第2条の退職金額の算定については、別表に拘わらず在職年数に基本給額を乗じて算定するものとする。